

ぼけっとランド本郷保育園 重要事項説明書

1. 設置者および保育所概要

- 【設置者】 学校法人三幸学園
【所在地】 東京都文京区本郷三丁目23番16号
【代表者】 理事長 鳥居 敏
- 【保育所名称】 ぼけっとランド本郷保育園
【所在地】 東京都文京区湯島2-20-10 2、3階
【施設長】 伊藤 プライアン 茂紀
- 【開設年月日】 令和3年4月1日
【開園時間】 月曜～土曜 7時15分～18時15分
(延長時間18時16分～19時15分)
【休園日】 日曜・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

2. 設備概要

建物構造	鉄筋コンクリート造	地上8階建 2・3階
乳児室	0歳児 1室	19.90㎡
ほふく室	1歳児 1室	36.44㎡
保育室	2歳児 1室	21.90㎡
保育室	3歳児 1室	121.23㎡
保育室	4歳児 1室	
保育室	5歳児 1室	
調理室	1室	22.67㎡
医務室	1室	5.06㎡
便所	児童用	15.67㎡
廊下・その他		523.49㎡
合計		766.36㎡

3. 屋外遊戯場

新花公園

住所：東京都文京区湯島2丁目31

設備：トイレ・水飲み場

4. 運営目的

児童憲章、児童福祉法及びその他関係法令等に基づいて望ましい環境の中で乳児及び幼児の養護と教育を行い、心身の発達を助長することを目的とします。

5. 運営方針

【保育理念】 個を受容し、共感するなかで主体性を育む

【保育方針】 ぼけっとランドの保育は、子どもの生きる力の土台がつけられる保育

- ・個性、発達、能力、思い(ありのままの子どもの姿)に寄り添う
- ・成長過程にあった環境や体験、経験ができる環境をつくる

【保育目標(目指す子ども像)】

- ・自分の意思(思い)を伝えられる子(主体的)
- ・自分で判断し行動できる子(問題解決能力)
- ・自分を信じていることができる子(自己肯定感)
- ・他者の気持ちを感じ取れる子(やさしさ、思いやり)

6. 保育内容

園児の年齢、発達に応じて決定し、指導計画を立てます。

個々の子どもの環境、発達過程に配慮しそれぞれにふさわしい生活の場を豊かにつくり上げる

保育を行います。また、子ども自身が自分で発想し、日常生活(保育)の中で自然に自立(自律)

性を学べるように、環境の設定を行います。

7. 児童定員・職員配置

	定員	職員
施設長		1名（保育士）
主任保育士		1名以上（保育士）
0歳児	6名	*2名以上（保育士）
1歳児	11名	*5名以上（保育士）
2歳児	11名	
3歳児	13名	*2名以上（保育士）
4歳児	24名	
5歳児	24名	
保育従事者		*3名以上（保育士）
調理員（栄養士）		*2名以上
看護師		1名
嘱託医		1名
合計	89名	*17名以上（注）

*児童福祉施設最低基準に準ずる

（注） 小数点第一位は四捨五入にて計算

8. 職種及び職務の内容

- 施設長（園長）
園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- 副園長
副園長は、園長業務の一部を担うとともに、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を行います。
また、状況に応じて園長業務の代行を行います。
- 主任保育士
主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括します。
- 保育士
保育士は、全体的な計画及び各種指導計画の立案とその計画・課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行います。
- 調理員（栄養士）
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。
- 看護師
看護師は、子どもの健康管理と登園全般の衛生管理を行います。
- 嘱託医（小児科）
嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行います。

9. 保育料及びその他費用

- 保育料は市区町村の定めた額とします。
- 幼児クラス(3歳児以上)の主食費及び副食費については、居住地の自治体の補助に応じて徴収する場合があります。
- 延長保育料は、保育標準時間認定の場合：月額6,000円、日額600円、保育短時間認定の場合：日額600円とします。
- カードキーを紛失された場合は、再発行手数料代として2,200円が発生します。
- (希望者のみ)おむつ等サブスク、卒園アルバム(5歳児のみ)

10. 給食

- 園内にて、月齢・発達に応じた手作りの食事・おやつを提供します。
- 献立表を作成し毎月末に翌月分をお渡し致します。
- 月齢に応じて授乳（粉ミルク）致します。
- アレルギーをお持ちの場合は除去食などの対応を致します。入園時にご相談ください。

11. 健康診断

- ・年2回園内にて健康診断を実施します。（0歳児は毎月）
- ・毎月身体測定を行います。
- ・年1回園内にて歯科健診を実施します。

12. 保険加入

保険の種類	賠償責任保険・生産物賠償責任保険・傷害保険
	身体 1事故につき10億（賠償責任保険・生産物賠償責任保険） 財物 1事故につき10億（賠償責任保険・生産物賠償責任保険） 傷害保険 死亡200万円 入院2,000円/日 通院1,000円/日
保険金額	上記参照
給付対象	保育所に所属する園児全員

13. 保育内容に関する苦情・相談

相談・苦情解決担当者	施設長 伊藤 ブライアン茂紀	TEL 03-5615-9230
相談・苦情解決責任者	チャイルドケア事業本部 茂呂 章人	TEL 03-5840-8616
苦情解決第三者委員	学校法人三幸学園 監事 奈須 喜代志	TEL 080-4108-0341
受付方法	面接・文書・電話などで相談・苦情を受け付けます。	

14. 緊急時の対応

- ①保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医または主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- ②保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、予めご了承願います。

囑託医	大塚診療所 院長 大塚 宜一		所在地：東京都文京区湯島3-31-6 TEL：03-3831-2294
	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入園時および年2回（0歳児のみ毎月）の健康診断の実施 ・必要に応じ臨時の健康診断 ・健康診断の結果に基づく疾病の予防・治療等に関し適切な措置と指導 ・園児に対する健康相談業務 ・保育中の病気および怪我などの救急措置 ・園における伝染病および食中毒の予防措置 	

15. 非常災害時の対策

避難訓練など	火災および地震を想定した避難及び消火訓練を月1回実施します
避難場所	避難所：湯島小学校 東京都文京区湯島2-28-14 広域避難場所：東京大学 東京都文京区本郷7-3-1

- ☆当保育所では非常災害時の計画を作成しています。
- ☆当保育所では緊急時対応マニュアルを定めています。

◎関係機関の連絡先

連絡先	電話番号	FAX番号	備考
本郷消防署（119番）	03-3815-0119	03-3813-4617	
本富士警察署（110番）	03-3818-0110		
文京区子ども家庭部幼児保育課	03-5803-1189		
佐藤湯島歯科	03-3813-0648		
大塚診療所	03-3831-2294	03-3831-2382	
本郷三丁目眼科	03-3830-0500		
東都文京病院	03-3831-2181		

- 保護者との連絡方法 緊急連絡先に連絡します。
- ☆当保育所では緊急時対応マニュアルを定めています。
- ・防災・防火管理責任者：伊藤 ブライアン茂紀

16. 虐待防止のための措置

- ①当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
 - ②当園は、保育中に、当園の職員又は保護者等による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。
- ☆当保育所は虐待の防止のためのマニュアルを作成しています。

17. 文京区内震度5弱以上の地震発生時における緊急対応について

当園は、文京区内震度5弱以上の地震発生時における緊急対応について、下記のとおり対応する。

【基本的な考え方】

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合、保育施設等は臨時休園とする。
- (2) 施設、ライフライン、交通機関、保育士等の状況を勘案し、翌日以降の開園を判断して保護者へ周知する。

【具体的な対応】

発災時間帯	保育施設及び保護者の対応
登園前・在宅時	園児（保護者）は登園せず、安全を第一に行動する。
登園途中	園児（保護者）は登園せず、自宅に戻るなど、安全を第一に行動する。
登園後	保育施設にて全保護者へ引渡しが完了するまで、保護する。保護者の方には、引取り訓練のとおり、災害発生後出来るだけ早く、園児の引渡しを行えるよう、お迎えの協力を要請する。

18. 個人情報の取扱いについて

学校法人三幸学園は、利用者様からの信頼を第一と考え、利用者様個人に関わる情報を正確、かつ機密に取り扱うことは、重要な責務であると考えます。そのため、利用者様の個人情報に関する「個人情報保護方針」を制定し、個人情報の取り扱い方法について、全勤務員及び関連機関への徹底を実践する。その内容は以下の通りである。実践する。その内容は以下の通りである。

- ・学校法人三幸学園のプライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）に則り、法令に定める場合を除き第三者には情報の提供をしない
- 但し、緊急かつ命の危険がある場合のみ（同意書による確認済み）園長判断で医療機関へ情報の提供を行う
- ・保育所および法人に対して資料などの開示を求められた場合は、直ちに開示する
- 但し、職員および他の利用者の個人情報が含まれる場合は開示しない
- ・正当な個人情報使用の権利を有する方からの申し出があった場合は、原則全ての情報を開示する

<個人情報の保護に向け実施すること>

- ・個人情報が記載された書類に関しては、鍵のかかる書庫に収納し、必要なときのみ解錠し管理する
 - ・個人情報が記載された書類・データを園外に持ち出さない
 - ・外部に声が届くような場合、子どもの名前などを大声で呼ばない
 - ・園内掲示物やホームページに掲載する写真なども個人情報に細心の注意を払い選定する
- その他、個人情報の保護に向け取り組むべきだと思われることは、随時実施体制を整えていく

19. 体調不良時の対応について

- ・登園前、熱が37.5度以上ある場合は登園をお控えください。
- ・保育中、お子様の熱が38度を超えた場合、お子様のお迎えの連絡をいたします。
- ・保育中、お子様に嘔吐や下痢がある場合、感染症防止の観点からお子様のお迎えの連絡をいたします。

20. 感染症に罹患した場合

(1) 感染症の疑いのある子どもへの対応

子どもの病気の早期発見と迅速な対応は重要である。子ども一人一人の体調の変化に早く気づき、適切なケアをすることは、病気の重症化や合併症を防ぐことにつながる。そのためにも子どもの体調が悪く、いつもと違う症状等がある場合には、子どもの心身の状態に配慮した対応を心がける。さらに、保護者様に対し、地域での感染症の発生状況等について情報提供するとともに、保護者様からは、医療機関での受診結果を速やかに伝えていただきます。感染症が蔓延しないよう、以下のように対応します。

- ①登園時の子どもの体調や家庭での様子を把握する。
- ②保育中を通して、子どもの体温、機嫌、食欲、顔色、活動性等について、子どもとの関わりや観察を通して把握する
- ③体調が悪い子どもがいる場合は、子どもの症状等を的確に把握し、容態の変化等について記録（園児メモ、個人記録など）する
- ④感染症の疑いが考えられるときには、嘱託医等に相談して指示を受け、医務室等にて他児との接触がないよう配慮する
- ⑤保護者と連絡を密にとり、前述の記録をもとに、症状や経過を正確に伝える

(2) 罹患した子どもへの対応

- ①子どもの発熱や下痢、嘔吐、咳、発しんに対しては、症状を把握しマニュアルに沿って対応する。
- ②罹患が確定された際には、関係機関（市町村及び保健所等）への連絡を速やかに行う
- ③嘱託医の指示を受け、すべての保護者に発症状況やその症状等について説明し、子どもの健康状態の把握や二次感染予防について協力を依頼する
- ④感染拡大防止のため、園における手洗い、排泄物、嘔吐物の処理方法を徹底して実行する
- ⑤消毒の頻度を増やすなど、発生時に対応した施設内消毒を実施する
- ⑥食中毒の発症においては、特に保健所の指示に従い、適切に対応します

(3) 感染症発生時の記録

感染症の発生について、園長の責任の下、しっかりと記録に留めることが重要である。その際、

- ①欠席児童の人数と欠席理由の把握
- ②受診状況、診断名、検査結果及び治療内容
- ③回復し、登園した子どもの健康状態の把握と回復までの期間
- ④感染症終息までの推移等について、日時別、クラス（年齢）別に記録することが必要である。また、園児だけでなく、職員健康状態を同様に記録しておくことが求められる

4. 罹患後における登園時の対応

(1) 登園可否の判断

感染症に罹患した子どもの速やかな体調の回復とともに、保育所では、周囲への感染拡大防止の観点から回復時の登園基準を定め、保護者の理解を得ておく必要がある。

- ①保護者に対し集団生活において登園基準が必要であることについて、十分に説明し、普段から理解を求めておく
- ②保育所における感染症の登園基準の伝達や登園許可についての意見書の発行を地域の保育担当部局や医師会等を通して医療機関に依頼しておく
- ③保護者に対して、感染症から回復し、登園を再開する際には、医師の意見書又は保護者が記入する登園届が必要であることを周知しておく
- ④登園を再開する際には、医師の意見書又は保護者が記入する登園届の提出を求める

(2) 罹患後における登園時の対応

感染症に罹患した子どもの登園に際しては、以下が必要である。

- ①保育所内での感染症の集団発生や流行につながらないこと
- ②子どもの健康（全身）状態が保育所での集団生活に適応できる状態に回復していること

21. 与薬について

与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行いません。

ただし、下記の場合は医師の指示のもと、園長、園医と相談の上で対応致します。

・けいれんの既往があり、抗けいれん剤の指示が出ている場合は【坐薬預かり依頼書】に必要事項をご記入の上お預かりします。（主治医意見書が必要）（使用状況・量など確認）

・発熱など体調変化に関しては、早めに保護者の方へ連絡（状態報告）をさせていただきます。

・預かっている薬の使用依頼があった場合は、保育園へ直行してもらうことを条件に使用します。

*熱性痙攣発作の予防対策であって、既に痙攣が起きている場合は使用しません。

*1年毎に、預かっている薬を新しいものに更新し、同時に主治医意見書と依頼書も更新するものとしてします。

22. カスタマーハラスメントへの対応に関する方針について

当園は、厚生労働省によるカスタマーハラスメント対策企業マニュアルに基づき、園児、保護者への安心安全な保育環境の提供と、職員の健康と安全に配慮することを目的として、カスタマーハラスメントを定義し、方針をホームページに掲載しています。

23. 安全計画の策定について

※別資料参照